

商品概要説明書ーりそな財産形成信託ー

2014年12月22日現在

項 目	内 容
1. 商 品 名	りそな財産形成信託
2. ご利用者	事業主が導入した財形制度に加入した当該事業主の従業員（勤労者）
3. 期 間	5年以上 <ul style="list-style-type: none"> ・満期日（契約期間満了日）は、信託契約日（初回お預入日）の5年後の応当日です。 ・満期日の2年前の預入期限以降に預入したとき、満期日は当該預入日の2年後の応当日となります。 ・満期日までに別段のお申出がない場合、満期日は5年後の応当日に改められます。
4. 運用の 基本方針	安定した収益の確保を目標として、堅実な運用を行います。
5. 運用制限	ありません。 （信託財産運用には貸付金、株式等があり、約款第3条に規定しています。）
6. 預入方法	積立金は毎月の給与または賞与から天引してお預入れいただけます。 <ul style="list-style-type: none"> ・3年以上の期間にわたって、年1回以上一定の時期にお預入れいただきます。
預入金額	1,000円以上（100円単位）
7. 払戻方法	満期日以降、収益金とともにお支払いします。
8. 収 益 金	
予定配当率の 適用方法	<ul style="list-style-type: none"> ●預入日に店頭に表示する5年ものの予定配当率を適用します。 ●お預入後、適用する予定配当率を原則として3月および9月の各26日に変更し、当日の店頭に表示する予定配当率を同日以降適用します。
収益金の お支払い	毎年3月と9月の各26日に元本に組入れます。
9. 収益金の計算	毎年3月と9月の各26日にお支払いする収益金は、半年間の利益より信託報酬、諸経費等を控除した金額とします。
10. 信託報酬	元本に対して、年0.01/100から 5/100の範囲内で申し受けます。
11. 手 数 料	ありません（ただし、後記13の場合を除きます）。
12. 付加できる 特約事項	付加できる特約事項はありません。
13. 中途解約時の 取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ●原則、初回お預入日から1年間は解約できません。 ●やむを得ず中途解約される場合は、お預入れの元本を損なわない範囲で、店頭に表示する手数料がかかります。ただし、信託期間が7年経過している口座の解約については、手数料はいただきません。
14. 預金保険適用 、元本補てん 契約の有無	<ul style="list-style-type: none"> ●この信託は、預金保険制度の対象となります。 ●元本はりそな銀行が保証します。

項 目	内 容
15. 利益補足契約の有無	利益の補足は行いません。
16. 当社が契約している指定紛争解決機関	一般社団法人 信託協会 連絡先 信託相談所 電話番号 0120-817335または03-6206-3988
17. その他ご留意いただく事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 予定配当率は保証されたものではなく、実際の配当率が予定配当率を下回る可能性があります。 ● この信託は、「合同運用指定金銭信託約款（りそな財産形成信託）・取扱規定書」によりお取扱いします。本商品をご利用の際には、必ずご覧ください。 ● 3年以上の期間にわたって定期的にお預入れいただくことが必要です。 ● この信託は、初回お預入日から最低1年間は支払できません。 ● 事業主による賃金控除と払込代行が契約要件となります。